

全国消防職員協議会(全消協)

会長 須藤 洋典氏

事務局長 川北 研人氏

1. 組織について

— 貴組織の概要について、お聞かせください。

【須藤】全消協は1977年8月に結成しました。学習・研究活動や情報の共有化をはかり、民主的で働きやすい職場をつくるために活動しています。現在、約12,000人の仲間が参加しています。また、日本では消防職員に団結権が認められておらず、その獲得にむけて、自治労と協力し、ILO（国際労働機関）などへの働きかけも進めています。この団結権の獲得が全消協の活動の第一の目的です。

— 組織体制はどのようになっていますか。

【川北】体制は、会長、副会長などの四役のほか、幹事が11名（9の地域ブロック、女性連絡会、ユース部より各1名）います。地方によって課題が異なりますので、広く意見を聞くために2か月に1度、幹事会を開いて話し合いをしています。

— 雇用形態はどのようになっていますか。

【川北】消防職員の雇用形態は、正職員（消防吏員）、再任用職員（もともと消防職員であった方）の2種類です。そもそも消防吏員になるには、採用試験に合格後、消防学校で半年間専門的な教育を受けなければならない、消防の現場では一定の権限（①

優先的な道路通行権、②特定区域の通行制限権、③現場における一般人に対する協力命令権など）も付与されています。このような職務の特性から、消防吏員は全員が正職員となっています。



全消協会長
須藤 洋典氏

2. 消防職場における課題

— 職場における課題として、どのようなことがありますか。

【川北】大きく4点あります。

①救急体制（体制のひっ迫、救急車の到着時間、救急体制の強化）

救急出動件数が過去最多となり、2022年は約723万件でした。救急件数が重なってくると、現場への到着時間が遅れます。2021年の現場への到着時間は平均9.4分でしたが、2022年は10.3分になりました。10分を超えると救命率はほぼ0となり、助かる命も助かりません。多発する119番要請に対し、東京消防庁では「救急車ひっ迫アラート」（9割以上の救急車が出動した場合に発動）、名古屋市では新救急車（Blue EIGHT）の配置（救急車の体制が手薄な

空白地域が生じることを防ぐため、市内全域を機動的にカバー)などの取り組みがなされています。しかし、このような取り組みは政令市のように人員に余裕のあるところなど一部に限られています。

②消防隊員の殉職事故

全国各地の火災現場において、消防隊員の殉職事故が多発しています。救急要請のひっ迫に加えて、現場対応以外の業務が忙しく、訓練の時間も減っています。実際の現場での経験も不足し、火災の建物の中に隊員が取り残されてしまうなど、痛ましい事故が起きている。

③地方公務員の定年年齢の引き上げ

法改正により、2023年度から10年間かけて地方公務員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられることになりました。隔日勤務体制の深夜勤務の負担は体力面や健康面への影響があるため、公務災害の増加の可能性が懸念されます。実際、60代の消防職員が深夜勤務の帰りに交通事故に巻き込まれてしまうという事例もありました。このほか、軽量資機材の導入が望ましいものの、小さな消防本部などは予算確保が難しく、昔ながらの重量がある資機材を使用している現状にあります。さらに、定年延長の導入にあたっては、各職場での労使の話し合いが不可欠ですが、消防職員は団結権が制約されているので、現場からの声を伝えることができません。「消防職員委員会」という仕組みはありますが、多くの消防本部で十分には機能していません(編注:消防職員委員会については後述)。

④ハラスメント

報道されたものもありますが、パワハラ、セクハラ、マタハラなどのハラスメントが起きています。発生要因は大きく2点あると考えています。1点目は、消防の職場は24時間勤務体制のためともに過ごす時間が長く、相手との距離

間を見誤り一方的な感情を抱くことがあるという点です。2点目は上意下達な文化および階級制度があるため、命令口調や強要させるような関係性となることがあるという点です。



全消協事務局長
川北 研人氏

— いずれも、働く方々にとっても、また社会にとっても緊急性が高い課題だと思います。課題をもとに、どのような取り組みを行っておられますか。

【川北】全消協はこれらの課題を取りまとめ、総務省消防庁に対して要請行動を行っています。具体的には、年2回、予算要求時期にあわせて、要望書を提出して現場の声を届けています。また、単協代表者(消防本部単位で組織している協議会の代表者)が集まって、協力議員と意見交換する場を設けています(2024年3月時点の自治労消防政策議員懇談会の国会議員は114名)。ここでの意見交換を踏まえ、国会議員が発言や質問として取り上げた結果、国から前向きな回答を引き出すことができたという成果もあります。

【須藤】このような課題は、今後ますます深刻化する懸念があり、職場の民主化を果たすことで解決につなげていきたいと考えています。そのためにも団結権の回復が必要です。

3. 消防職員の団結権について

— 団結権の問題について、詳しくお聞きしたいと思います。日本で消防職員の方に団結権が認められていない理由は何でしょうか。

【須藤】理由は2つあります。国は、日本の消防は歴史的沿革や任務・権限等から、ILO87号条約

第9条の「警察」に含まれるという考え方をとっています。確かにもともとはそうでしたが、途中から消防は市町村色が強くなりました。管轄する省庁が分かれ、警察は警察庁、消防は総務省になり、この時点で警察とは分離したといえると思います。しかし国は今でも「警察」に含まれるとの見解であり、話し合いは平行線でなかなか進んでいません。

また、災害時には警察・自衛隊・消防が共同で対応にあたりますが、そのとき、消防にのみ団結権を与えると、命令系統が機能しない、活動が円滑に行えないという懸念があると主張しています。もちろん、消防は人命救助が第一なので、職務をまっとうしますし、労働組合があるからといってそのようなことが起こるとは考えにくく、偏った考え方には憤りを感じています。

【川北】日本の公務員の労働基本権の回復および消防職員や刑事施設職員への団結権付与について、ILOより日本政府に対して11回の勧告がされています。2018年の11回目の勧告がされた際、日本政府に対し、自律的労使関係制度の措置や消防職員は警察とみなされるとの政府見解およびこの見解と条約適用の関係などについて社会的パートナーと定期的に協議を行い、勧告実施のための行動計画の策定・報告をおこなうよう要請がありました。この社会的パートナーは自治労が担っており、私たち全消協もオブザーバーとして参加しています。協議ではこの団結権の問題を中心に協議を重ねてきました。

一定定期的に協議が行われるようになったということは、歴史的にみれば前進ですね。この成果についてもお聞かせください。

【川北】団結権の議論については平行線です。国は、いっこうに考えを改めようとしません。ただ、私たちは決して諦めていません。2024年6月に開催されるILO総会・基準適用委員会における個

別審査にかけられ、日本政府に12回目の勧告がされるよう、自治労の協力を得ながら、連合・公務労協と連携して対策を進めてきました。OECD加盟国の消防職員は、団結権、団体交渉権を付与されています。お隣の国、韓国では2021年7月に団結権および団体交渉権が付与されました。日本の消防だけが置いてきぼりの状況を何とかしたいと考えています。

— 団結権の回復に向けて、最近の動きがあれば教えてください。

【川北】コロナ禍で消防職員は大きな打撃を受けました。感染のリスクから搬送先がなかなか決まらない事案が発生し、とくに救急隊は大変な状況でした。しかし、コロナ終息後も具体的な解決策はなく、このままでは将来また新しい感染症等が発生した場合、同じ事態が繰り返されるということになってしまいます。そのため、全消協としてILO条約勧告適用専門家委員会へ意見書を提出し、感染症という危機への対応は労使が協力して具体的な対策を講じる必要があること、それに備えるためにも消防職員の団結権が必要不可欠であるということを指摘し、そのうえで、日本政府に対する断固とした措置を講じるよう要請しました。

【須藤】これまで国際的には韓国と日本が力を合わせて団結権の要請をしていました。先ほども述べましたが、2021年7月に韓国では消防公務員に対して労働組合の結成を認めており、OECD加盟国の中で、団結権がないのはあとは日本だけという状況です。韓国の消防労働組合と意見交換を行ったところ、団結権が付与されたことにより、手当支給や勤務体系の改善など多くの課題を解決できたと聞いています。今後も韓国の組合と交流を図って、活動を進めていきたいと考えています。

—全消協の組織化はどのようにされているのでしょうか？

【川北】 オルグ活動が基本ではあるのですが、最近、相談から組織の結成・全消協への加盟につながるが増えてきました。たとえば、全消協のHPを見て事務局に電話相談がありますが、全消協はできる限り対応しています。また、新聞社などマスコミに相談があり、マスコミから全消協につながるということもあります。SNSの普及も、相談が増えている背景の一つだと感じています。しかし、せっかく組織を結成しても、団結権がないため時間的制約や活動資金にも余裕がなく、活動が停滞してしまうというケースもみられ、課題だと感じています。

4. 国際公務労連 (PSI) をつうじた運動

—2023年10月にPSIの第31回世界大会がジュネーブで開かれました。全消協からはどのような発言をされましたでしょうか。

【川北】 PSI全国大会には、全消協から4名が参加しました。なかでも印象的だったのは、全消協の女性役員の発言に対する世界の反応です。アメリカの労組から提案された第4号決議案「性と生殖に関する権利と女性の保護」に賛成する立場から、長谷川亜純事務局次長が発言しました。まずはその発言内容を引用します。

「日本では、差別待遇に関するILO 119条批准に向けた政府の政策により、女性消防士も採用されるように環境整備が進められてきました。それにより女性の割合は3.4%となりました。一方で離職者が後を絶たず、昨年1年間で27%の消防士が離職しました。消防職場において、女性は結婚や妊娠する可能性があるという理由で希望しない部署に配属されたり、妊娠を控えたりするように言われるということが平然と行われています。住民の命を守りたいという憧れと強い使命感から消防士になったにもかかわらず、女性であること

を理由に、リプロダクティブヘルス&ライツが守られず、人権が侵害されることは許されません。女性消防士が増えることで、女性に配慮された消防・救急サービスを受けられるようになります。女性が当たり前働き続けられる職場の環境整備が求められるとともに、いかなる職業であったとしても性と生殖に関する権利と女性の保護が守られるべきだと考えます。」

—当事者の女性から世界に向けてこのような発言があったということをお聞きして、改めて日本は遅れていると感じました。

【川北】 この発言を受け、現地で、フィンランド、スウェーデンの消防職員の労働組合から意見交換の要請がありました。そのなかで、「日本の消防職員における女性の取り組みにこれほど課題が多いとはどういうことなのか」「日本は働く女性の権利を大切にしていると思っていた」という意見が聞かれました。日本の現状と課題が正しく伝わり、海外からも一定程度受け止めてもらうことができたと思います。

【須藤】 私はPSI-JCとして提起した、第22号決議案「日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める」について発言しました。そのあとに応援発言をいただいたのですが、韓国、メキシコなど大変多くの国から団結権の獲得を支援する発言をいただきました。先ほどの第4号決議での長谷川の発言が各国に響いたことも大きいと思います。

5. 政策制度要求

—政策制度要求に関して、1.で要請行動や国会議員との意見交換についておうかがいしました。現在、「消防職員委員会」という制度があるということですが、こちらについてはどのように受け止めておられますか。

【川北】消防職員委員会は「消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的」とするもので、1995年の政労合意により創設されました。消防職員委員会の委員の半数は消防長が指名し、残りの半数は職員の推薦により指名されます。職員から提出された意見を委員会で審議し、委員会から消防長に意見が渡され、「実施することが適当である」と判断された場合は消防長が市長部局に対し予算要求や調整を図ることとなります。これまで自治労と連携して、消防職員が意見を出しやすい形にする（編注：告示改正として実現）などの取り組みを進めてきました。しかし、委員会の決定を最終的に判断するのは消防長ですし、最終市長部局との予算折衝のハードルもあるので、職員が必要だと思っても結局は意見が通らないことがあり、制度的な課題があります。国は、消防職員に対する労働基本権制約の代償措置として、消防職員委員会制度を位置づけていますが、団結権の代償措置には足りるものではないと感じています。

【須藤】消防職員委員会ができた経緯も、ILOからの勧告によるものです。総務省は、告示改正後、消防職員委員会の運営についてどのくらい改善したのかの調査も行っていますが、当局側のみの回答となっているため、全消協としては実態を明らかにするためにも、職員側にも調査をおこなうよう要請しています。

一現場の意見を伝える仕組みはあるものの、実現までのプロセスには課題があるのですね。あらためて、全消協の活動の大切さを感じました。

6. 全消協の活動にかける思い

一最後に、お二人がどのような思いでこの組織の活動をされているか、お聞かせください。

【須藤】消防職員は皆、「誰かの役に立ちたい」という思いでこの職業についています。困っている人に手を差し伸べ、自分の身を危険にさらしても人のために職務を全うしようとしています。そういう仲間が、今日お話しした課題にもあったとおり、さまざまな問題が原因で離職してしまう。また、使命感の強さから、離職せず自殺してしまう仲間もいます。自治労はじめ、ILO、PSIのような国際機関とも協力しながら、全国の仲間と職場を守る活動にこれからも力を注いでいきたいと考えています。

【川北】昨年の七夕、短冊に子どもが「消防士になりたい」と書いてくれていました。子どもたちに憧れをもち続けてもらえる、日本の消防でありたいと強く思います。そして、将来消防士になった方々が、「人の命を助けたい」という思いを大切にしながら働き続けることができるよう、この活動を継続していきたいと考えています。

経 歴

須藤 洋典 氏

1998年高松市消防局入庁と同時に高松市消防職員協議会へ加入

その後、高松市消防職員協議会会長、香川県消防職員協議会会長を歴任、全国消防職員協議会副会長を経て現在に至る。

川北 研人 氏

2005年4月、四日市市消防本部へ入庁

2017年から2020年、四日市市消防職員協議会の事務局長等を務め、2021年から活動の場を全国消防職員協議会へと移す。

(インタビュー日：2024年3月7日)